



環境情報検証報告書

マツダ株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、マツダ株式会社が作成した「温室効果ガス排出量(スコープ 1,2)算定報告書(2022 年度実績)」「温室効果ガス排出量(スコープ 3)算定報告書(2022 年度実績)」「エネルギー使用量算定報告書(2022 年度実績)」「水資源使用量算定報告書(2022 年度実績)」「廃棄物排出量算定報告書(2022 年度実績)」(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「温室効果ガス排出量(スコープ 1,2)およびエネルギー使用量算定要領(MBSAZ-ND00014、2023 年 6 月 9 日)」「温室効果ガス排出量(スコープ 3)算定要領(MBSAZ-ND00017、2023 年 6 月 9 日)」「水資源使用量算定要領(MBSAZ-ND00015、2023 年 4 月 7 日)」「廃棄物排出量算定要領(MBSAZ-ND00016、2023 年 6 月 9 日)」(以下、「同社算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、「算定報告書」の 2022 年度(2022 年 4 月 1 日~2023 年 3 月 31 日)の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、水資源使用量、廃棄物排出量を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、水資源使用量並びに廃棄物排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量については「ISO14064-3」、水資源使用量及び廃棄物排出量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は温室効果ガス排出量については Scope1、2 及び 3(対象カテゴリは 3,5,6,7)のエネルギー起源の二酸化炭素排出量、エネルギー使用量、水資源使用量並びに廃棄物排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準はそれぞれの総量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はマツダ株式会社の国内の製造 4 拠点(広島本社地区、三次事業所、防府工場西浦地区、防府工場中関地区)及び海外の製造 5 拠点(オートアライアンスタイランド Co., Ltd.、長安マツダエンジン有限公司、長安マツダ汽車有限公司、マツダパワートレインマニュファクチャリング(タイランド)Co., Ltd.、マツダモーターマヌファクトウリングデメヒコ S.A. de C.V.) (ただし、海外の対象活動範囲に Scope3 カテゴリ 5,6,7、水資源使用量、廃棄物排出量は含まれない。)である。

Scope3 以外の検証手続きにおいては、マツダ株式会社の広島本社地区、三次事業所の 2 拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲の確認、エネルギー使用量監視点・水使用量監視点・廃棄物排出量監視点の確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定はマツダ株式会社が実施した。算定ルールの確認及び Scope3 に関する検証手続きは、マツダ株式会社本社において実施し、算定シナリオの確認、算定集計体制の確認及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の 2022 年度の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、水資源使用量並びに廃棄物排出量において、「同社算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の算定責任はマツダ株式会社にあり、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、水資源使用量並びに廃棄物排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。マツダ株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

